

○役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県農林水産団体共済会（以下「この法人」という。）の定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は毎月の定まった日に支払うものとし、非常勤役員に対する報酬は、勤務の態様に応じて毎月の定まった日又は理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 報酬及び退職手当の支給は、次の第4条の定めにより金額を算定し、理事会の承認を得て決定する。

（報酬等の額）

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬」に定める範囲内とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。
- 3 常勤の理事に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は、別表第1及び別表第2の①に該当する役員は毎月一定の定まった日に支払うものとし、別表第2の②の役員は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第3章 管理規程（役員の報酬等及び費用に関する規程）

（費用）

第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人沖縄県農林水産団体共済会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この規程の変更は、令和元年6月28日から施行する。

附則

この規程の変更は、令和7年6月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（別表第1） 常勤役員の報酬

① 会長	月額90万円までの範囲内
② 専務理事	月額75万円までの範囲内

（別表第2） 非常勤役員の報酬

① 会長（週2日までの勤務）	月額35万円の範囲内
② 上記以外の理事及び監事	理事会出席等必要の都度、謝金として一人一律1万円

（別表第3） 常勤役員退職手当の算出要領

報酬月額×1.5ヶ月×在任年数

報酬月額：任期中の報酬月額の平均値（千円未満切り上げ）

在任年数：就任した翌月より起算し、退任の月まで通算する。1年未満の端数月数は按分計算する。